相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市元町四七番地、最後の住所広島県呉市海岸一丁目一一番九号

被相続人　亡　佐々田忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

広島県江田島市大柿町大原一〇二五番地

相続財産管理人　行政書士　古田　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町柿浦二〇九〇番地、最後の住所広島県呉市音戸町畑一丁目二番五一号（特）あかさや園

被相続人　亡　安原八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

広島県江田島市大柿町大原一〇二五番地

相続財産管理人　行政書士　古田　康博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字西有田一五八八番地一、最後の住所大分県日田市大字田島五〇〇番地

被相続人　亡　伊藤　律子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十一日

大分県日田市田島二丁目一番二〇号第二光ビル一〇二号　弁護士法人おおいた市民総合法律事務所日田事務所

相続財産管理人　弁護士　柿木　大

無縁墳墓等改葬公告

新宮共同納骨堂の解体撤去のために、無縁納骨堂について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁納骨堂に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することとなりますのでご了承ください。

一　納骨堂所在地　福岡県糟屋郡新宮町新宮字屋敷一三七番地

一　納骨堂の名称　新宮共同納骨堂

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　納骨堂名義人氏名　矢山春忠　小室兵市　永島タ〃　伊藤勇　松尾市郎　三船嘉一郎　矢野利夫

一　改葬を行おうとする者　福岡県糟屋郡新宮町大字下府五―五―一六　新宮共同納骨堂組合　篠崎　友春

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を岐阜県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成三十年四月十一日

一、住所　氏名　岐阜県羽島市桑原町小薮六〇五　大橋　弘一

営業保証金額　金二万円

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成三十年三月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十一日

大阪府大阪市中央区内平野町三丁目二番五号

大阪薬業厚生年金基金

代表清算人　井上　信之

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年4月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①中央通商株式会社　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3－1180号　④中央通商株式会社　埼玉県さいたま市見沼区南中野452－2　代表取締役　中村まさみ　⑤中央通商株式会社　埼玉県さいたま市見沼区南中野452－2　⑥平成25年2月7日　⑧平成30年1月29日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市見沼区南中野452－2　中央通商株式会社　代表取締役　中村まさみ

B　①株式会社　Tokyo Insider　②第3種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第3－949号　④千葉県佐倉市稲荷台一丁目8番地1号　代表取締役　中島律子　⑤本店　千葉県佐倉市稲荷台一丁目8番地1号　⑥平成21年6月4日　⑧平成29年10月4日　⑩300万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県佐倉市稲荷台一丁目8番地1号　株式会社　Tokyo Insider　代表取締役　中島律子

B　①株式会社MAMIHON　②第3種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第3－2817号　④株式会社MAMIHON　大阪市中央区南久宝寺町四丁目3番2号　代表取締役　涂海峰　⑤本社営業所　大阪市中央区南久宝寺町4－3－2アイビル7F　⑥平成28年4月18日　⑧平成30年3月1日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区南久宝寺町四丁目3番2号　株式会社MAMIHON　代表取締役　涂海峰